

茨城県による M & A 支援のご案内

茨城県は、第三者への譲渡による事業承継である M & A を検討している中小企業者を支援するため、M & A の企業評価を担当するコーディネーターを配置し、企業概要書の作成や株価の仮算定を無料で実施します。

事業内容

1. 企業概要書の作成
 - (1) 相談対応の実施 (2) 必要書類の収集
 - (3) 企業概要書の作成
2. 株価の仮算定及び情報提供
 - (1) 売り手企業の株価仮算定の実施
 - (2) 仮算定結果の売り手企業又は地域金融機関等への情報提供
3. 企業概要及び仮算定株価の時点修正
4. その他事業の目的を達成するため、知事が必要と認めた事項

一般的な M & A の流れ



本事業で支援

申請までのフロー



提出締切

令和6年12月27日(金)

※申請多数の場合は期限前に締め切ることがございます。

《問合せ・申請書提出先》

茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 事業承継担当

住所 水戸市笠原町978番6 TEL 029-301-3560 FAX 029-301-3569

E-mail shoryu1@pref.ibaraki.lg.jp

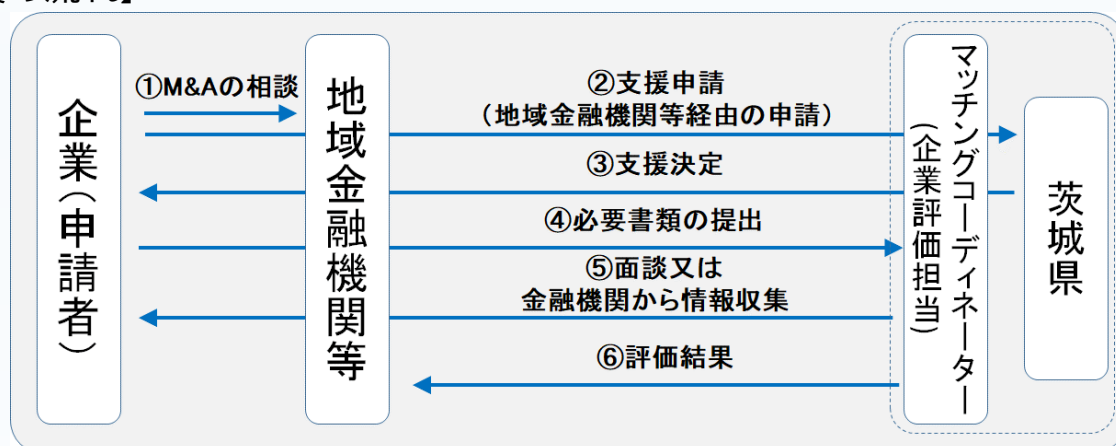
令和6年度 企業評価の支援を希望する方へ

【本事業における中小企業者】

本事業における「中小企業者等」とは、次の全てを満たし、県内に主たる事務所または事業所を有する者とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 地域金融機関等にM & Aの相談をし、支援を受けている者
- (3) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (4) 民事再生法又は会社更生法による申立てを行うなどの、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと
- (5) 個人事業者にあつては事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経ていない者でないこと
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者ではないこと
- (7) その他、県が適切ではないと判断する者ではないこと

【支援の流れ】



※「地域金融機関等」とは、事業承継に係る支援を希望する中小企業者に対して、事業承継診断を行った上で、M & Aの相談を受け、当該企業にM & Aの支援を実施している支援機関等とします。

【費用】

無料

【マッチングコーディネーターに提出が必要となる書類】

1	会社商業登記簿謄本（履歴事項証明書）
2	定款
3	決算書法人税申告書、勘定科目内訳明細 各3期分 *決算書…貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、 原価報告書、株主資本変動計算書、個別注記表、期末残高試算表
4	売上及び仕入内訳 1期分
5	固定資産台帳（固定資産課税明細書）
6	その他企業評価書を作成するにあたり必要となる書類

【その他】

支援申請頂いた内容につきましては、茨城県と本事業の受託事業者及び地域金融機関等との間で共有いたします。また、この支援事業実施のためにのみ使用し、厳重に保管・管理及び廃棄いたします。